

令和7年 12月23日開会

令和7年 12月23日閉会

志太広域事務組合議会

12月臨時会会議録

志太広域事務組合議会

令和7年12月志太広域事務組合議会臨時会目次

会期及び会期中日程	1
第1日 12月23日（火曜日）	
1. 出欠席議員	2
2. 出席説明員	3
3. 職務のため出席した職員	3
4. 議事日程	4
5. 開会・開議	5
6. 会議録署名議員の指名	5
7. 諸般の報告	5
8. 会期の決定	5
9. 第15号議案 令和7年度志太広域事務組合一般会計補正予算 （第3号）	
第16号議案 令和7年度志太広域事務組合看護専門学校事業 特別会計補正予算（第2号）	
第17号議案 志太広域事務組合火災予防条例の一部を改正する 条例の制定について	
以上3件一括上程	5
（1）提案理由の説明	5
（2）質疑（なし）	
（3）討論（なし）	
（4）採決	
ア、第15号議案（賛成総員・可決）	10
イ、第16号議案（賛成総員・可決）	10
ウ、第17号議案（賛成総員・可決）	11
10. 閉議・閉会	11

令和7年12月志太広域事務組合議会臨時会会期及び会期中日程

1. 12月臨時会会期 12月23日（火曜日） 1日

2. 会期中日程

月 日	曜日	会議種別等の内容
12月23日	火	○全員協議会（午後3時15分） 本会議 ○開会・開議 ○会議録署名議員の指名 ○諸般の報告 ○会期の決定 ○第15号、第16号、第17号議案 上程、提案理由説明、質疑、 討論、採決 ○閉議・閉会

1 2 月 2 3 日 (火曜日)

○出席議員（16人）

1 番	深 津 寧 子	議員	(藤枝市議会議員)
2 番	石 井 通 春	議員	(藤枝市議会議員)
3 番	四之宮 慎 一	議員	(焼津市議会議員)
4 番	増 井 好 典	議員	(焼津市議会議員)
5 番	八 木 勝	議員	(藤枝市議会議員)
6 番	平 井 登	議員	(藤枝市議会議員)
7 番	河 合 一 也	議員	(焼津市議会議員)
8 番	石 田 江利子	議員	(焼津市議会議員)
9 番	神 戸 好 伸	議員	(藤枝市議会議員)
10 番	山 本 信 行	議員	(藤枝市議会議員)
11 番	原 崎 洋 一	議員	(焼津市議会議員)
12 番	杉 田 源太郎	議員	(焼津市議会議員)
13 番	増 田 克 彦	議員	(藤枝市議会議員)
14 番	鈴 木 浩 己	議員	(焼津市議会議員)
15 番	多 田 晃	議員	(藤枝市議会議員)
16 番	村 松 幸 昌	議員	(焼津市議会議員)

○欠席議員（なし）

○出席説明員

管 理 者	中 野 弘 道	(焼津市長)
副 管 理 者	北 村 正 平	(藤枝市長)
中部看護専門学校長	友 山 眞	
事 務 局 長	相 良 康 二	
事務局次長	栞 原 豊	
消 防 長	増 田 好 憲	
消 防 次 長	関 剛 志	

代表監査委員	大 畑 秀 久	
--------	---------	--

○職務のため出席した職員

書 記 長	岩ヶ谷 佳 史	(焼津市議会事務局長)
書 記	片 瀬 能 彰	(焼津市議会事務局次長兼庶務課長)
書 記	松 永 友 視	(焼津市議会事務局総務担当主幹兼議事担当主幹)
書 記	岩 田 昌 規	(焼津市議会事務局議事担当主査)

令和7年12月志太広域事務組合議会臨時会議事日程

日時／令和7年12月23日（火）午後3時30分開議

場所／藤枝市岡部支所 3階 議場

第1 会期の決定

第2 第15号議案 令和7年度志太広域事務組合一般会計補正予算（第3号）

第3 第16号議案 令和7年度志太広域事務組合看護専門学校事業特別会計補正
予算（第2号）

第4 第17号議案 志太広域事務組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定
について

◎本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

午後 3 時 30 分開会

○議長（村松幸昌議員） 令和 7 年 12 月 志太広域事務組合議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本臨時会の会議録署名議員には、1 番 深津寧子議員、13 番 増田克彦議員を指名いたします。

この際、諸般の報告をいたします。

監査委員から、法令に基づく報告書及び提出書類 2 件を受理しております。

この報告事件一覧及びその写しをお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

これで報告を終わります。

受理した報告事件一覧

[監査委員報告]

- 1 志太広域（監）第 12 号 令和 7 年 9 月分 例月出納検査結果報告書
 - 2 志太広域（監）第 15 号 令和 7 年 10 月分 例月出納検査結果報告書
-

○議長（村松幸昌議員） 本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

それでは日程に入ります。

日程第 1 会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日 1 日といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村松幸昌議員） 御異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は本日 1 日と決定いたしました。

○議長（村松幸昌議員） 日程第 2 第 15 号議案 令和 7 年度志太広域事務組合一般会計補正予算（第 3 号）から日程第 4 第 17 号議案 志太広域事務組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてまでの 3 議案を一括して議題といたします。

管理者の提案理由の説明を求めます。

○管理者（中野弘道） 議長。

○議長（村松幸昌議員） 管理者。

○管理者（中野弘道） ただいま上程されました、第15号議案から第17号議案までの3議案につきまして、一括して提案理由を御説明申し上げます。

初めに、第15号議案 令和7年度志太広域事務組合一般会計補正予算（第3号）についてであります。歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,961万円増額し、予算総額を171億9,161万円にしようとするものであります。

主な補正内容は、歳入では、分担金及び負担金を1,961万円増額しようとするものであります。

歳出では、人事異動及び人事院勧告などに伴う人件費の補正として、総務費を204万円、衛生費を954万7,000円それぞれ減額する一方、消防費を3,119万7,000円増額しようとするものであります。

次に、第16号議案 令和7年度志太広域事務組合看護専門学校事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。歳入歳出予算の総額をそれぞれ36万3,000円減額し、予算総額を2億7,703万7,000円にしようとするものであります。

主な補正内容は、歳入では、2市の交付税需要額確定などに伴い分担金及び負担金を61万3,000円、諸収入を4万8,000円それぞれ増額する一方、学生数の確定などに伴い使用料及び手数料を62万4,000円、組合債を40万円それぞれ減額しようとするものであります。

歳出では、照明LED化工事完了に伴い、看護専門学校費を36万3,000円減額しようとするものであります。

次に、第17号議案 志太広域事務組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてであります。林野火災予防の実効性を高めるため、国の火災予防条例（例）が一部改正されたことに伴い、本組合の条例について所要の改正を行うものであります。

以上、3議案につきまして、一括して提案理由を御説明申し上げましたが、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○事務局長（相良康二） 議長。

○議長（村松幸昌議員） 事務局長。

○事務局長（相良康二） それでは、私から、第15号議案及び第16号議案について、補足説明をさせていただきます。

初めに、第15号議案 令和7年度志太広域事務組合一般会計補正予算（第3号）についてです。

補正予算書の1ページを御覧ください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,961万円を増額し、予算総額を171億9,161万円とするものです。

6ページ、7ページをお願いいたします。

歳入につきましては、1款1項1目の分担金について、歳出の補正に伴いまして1,961万円を増額し、69億5,708万5,000円にしようとするものです。

次のページ、8ページ、9ページをお願いいたします。

歳出につきましては、まず2款1項1目の一般管理費について、人事異動及び人事院勧告に伴い204万円減額し、2億43万1,000円とするものです。

次に、3款1項1目の斎場会館管理費について、人事異動及び人事院勧告に伴い26万4,000円増額し、1億7,988万9,000円とするものです。

次に、同款2項1目の清掃総務費について、人事異動及び人事院勧告に伴い1,042万4,000円減額し、1億1,113万円とするものです。

次のページ、10ページ、11ページをお願いいたします。

同款2項2目のごみ処理費について、人事院勧告に伴い61万3,000円増額し、14億6,925万7,000円とするものです。

次に、4款1項1目の常備消防費について、早期退職者の退職手当及び人事院勧告に伴い3,119万7,000円増額し、34億8,736万9,000円とするものです。

次に、第16号議案 令和7年度志太広域事務組合看護専門学校事業特別会計補正予算(第2号)についてです。

補正予算書の21ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれを36万3,000円減額し、予算総額を2億7,703万7,000円とするものです。

予算書の27ページ、28ページをお願いいたします。

歳入につきましては、まず1款1項1目の分担金について、歳入及び歳出の補正並びに2市交付税需要額の確定に伴い109万4,000円増額し、1億6,920万4,000円とするものです。

次に、同款2項1目の看護学校事業負担金について、歳入及び歳出の補正並びに2市交付税需要額の確定に伴い48万1,000円減額し、5,263万1,000円とするものです。こちらにつきましては、榛原総合病院からの負担金となります。

次に、2款1項1目の看護専門学校使用料について、学生数の確定による授業料の減額に伴い62万4,000円減額し、1,412万5,000円とするものです。

次に、4款1項1目の雑入について、授業料減免交付金の増額に伴い4万8,000円増額し、240万円とするものです。

次のページ、29ページ、30ページをお願いいたします。

5款1項1目の衛生債について、照明LED化工事の完了に伴う事業費の確定により40万円減額し、1,910万円とするものです。

次のページ、31ページ、32ページをお願いいたします。

歳出につきましては、1款1項1目の学校庶務費について、照明LED化工事の完了に伴う事業費の確定により36万3,000円減額し、1億2,025万1,000円とするものです。なお、先ほど歳入で御説明しました衛生債の減額に伴い財源振替が生じるものです。

次に、同款1項2目の教務費について、学生数の確定による授業料の減額に伴い財源振替するものです。

ページ戻っていただきまして、24ページをお願いいたします。

地方債の補正についてです。学校施設照明LED化事業の完了に伴う事業費の確定により、起債限度額を40万円減額し1,910万円に変更しようとするものです。なお、起債の方法、利率、償還の方法に変更はありません。

以上、第15号議案及び第16号議案の補足説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○消防長（増田好憲） 議長。

○議長（村松幸昌議員） 消防長。

○消防長（増田好憲） 私から、第17号議案 志太広域事務組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について補足説明をさせていただきます。

お手元の「議案書」1ページを御覧ください。

併せまして、「参考資料」1ページから4ページの志太広域事務組合火災予防条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表を御覧ください。右側が改正前、左側が改正後となっており、下線の部分が改正箇所となっております。

国では、令和7年2月26日に発生しました大船渡市林野火災を受けまして、消防・防災対策の在り方に関する検討会を開催し、報告書で林野火災注意報や林野火災警報の的確な発令等によって、林野火災予防の実効性を高めることが必要であるとされたことを

踏まえまして、令和7年8月に火災予防条例（例）の一部を改正することとしました。

本組合でも林野火災予防のため、国の通知を基に志太広域事務組合火災予防条例の一部を改正しようとするものであります。

改正内容ですが、参考資料の新旧対照表により御説明いたします。

参考資料2ページをお願いいたします。

第29条になります。ここでは、火災予防条例上の火災に関する警報は、消防法第22条第3項に規定するものであることを明確にするものでございます。

また、一般的な住宅等で使用される火を取り扱う設備や器具の変化等を踏まえ、第7号の火災に関する警報の発令中に屋内で裸火を使用するときの制限事項を削除いたします。

参考資料3ページをお願いいたします。

第29条の8になります。ここでは、組合管理者は、林野火災を予防する上で注意を要する気象状況であるときは、林野火災に関する注意報を発することができることとします。また、注意報が発せられた場合は、解除されるまでの間、焼津市、藤枝市の区域内にある者は、条例の火の使用制限に関する事項に従うよう努めなければならないこと、及び組合管理者は、努力義務の対象となる区域を指定することができることとします。

第29条の9では、組合管理者は林野火災の予防を目的として、火災に関する警報を発したときは、火の使用の制限の対象となる区域を指定することができることとします。

次に、第42条の3になります。参考資料4ページをお願いいたします。

ここでは、第1項第3号中、第45条の次に第1項を加えるものであります。

次に、第45条になります。ここでは、火災と紛らわしい煙または火炎を発するおそれのある行為に「焚き火」が含まれることを明確にするるとともに、当該行為をしようとする者の届出について、消防長または消防署長が対象となる期間及び区域を指定することができることとします。

改正条例の施行期日につきましては、令和8年1月1日とするものです。

以上、第17号議案の補足説明とさせていただきます。御審議のほどよろしく御願いたします。

○議長（村松幸昌議員） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

ここで暫時休憩いたします。

なお、この休憩の間に、ただいま上程中の3議案に対して質疑のある議員は、議長ま

で通告願います。

午後 3 時48分 休憩

午後 3 時49分 再開

○議長（村松幸昌議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま上程中の 3 議案に対する質疑に入るのですが、質疑の通告がありませんので、質疑はないものと認めます。

これで質疑を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

なお、この休憩の間に、ただいま上程中の 3 議案に対して討論のある議員は、議長まで通告願います。

午後 3 時49分 休憩

午後 3 時50分 再開

○議長（村松幸昌議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま上程中の 3 議案に対する討論に入るのですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより、順次採決いたします。

まず、第15号議案をお諮りします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を願います。

（賛成者 起立）

○議長（村松幸昌議員） 起立総員であります。したがって、第15号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第16号議案をお諮りします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を願います。

（賛成者 起立）

○議長（村松幸昌議員） 起立総員であります。

したがって、第16号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第17号議案をお諮りします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を願います。

(賛成者 起立)

○議長（村松幸昌議員） 起立総員であります。

したがって、第17号議案は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これで会議を閉じ、令和7年12月志太広域事務組合議会臨時会を閉会いたします。

皆様、御苦労さまでした。

午後 3 時52分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議

長

村松幸尚

会議録署名議員

深津寧子

会議録署名議員

増田克彦

